

## 何が問題？

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。

## 規制のポイント

- 放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃げ出した場合も違法となることがあります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は規制されます。（新しい飼い主探しをする事業者は届出により無償での頒布が可能）
- 販売・頒布を目的としない場合でも、生きた個体の飼育等を業として行う場合は、逃がさないように飼育等するための基準（飼養等基準）を守る必要があります。

※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に広く配るような行為をいいます。

※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は  
罰金・罰則の対象となります。

Q1

事業敷地内に勝手にアカミミガメが生息している場合も、業としての飼育等に当たりますか？

A

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で生息している場合は飼育等には該当しませんが、給餌している場合などは飼育等に該当します。

Q2

有償での引き取りはできますか？

A

引き取り料をもらって個体を引き取ることは、販売・頒布には当たらず手続きは不要です。事業として行う場合、引き取った後の飼育等については飼養等基準の遵守が必要です。

## 問合せ先



規制に関する情報や必要な手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ  
環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ  
相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル **0570-013-110**

IP電話等の場合 **06-7739-7899**

受付時間 **AM9:00 ~ PM5:00**  
(12/29 ~ 1/3 は除く)

通話料は発信者の負担となります



手続きを希望する場合は  
管轄の地方環境事務所へ

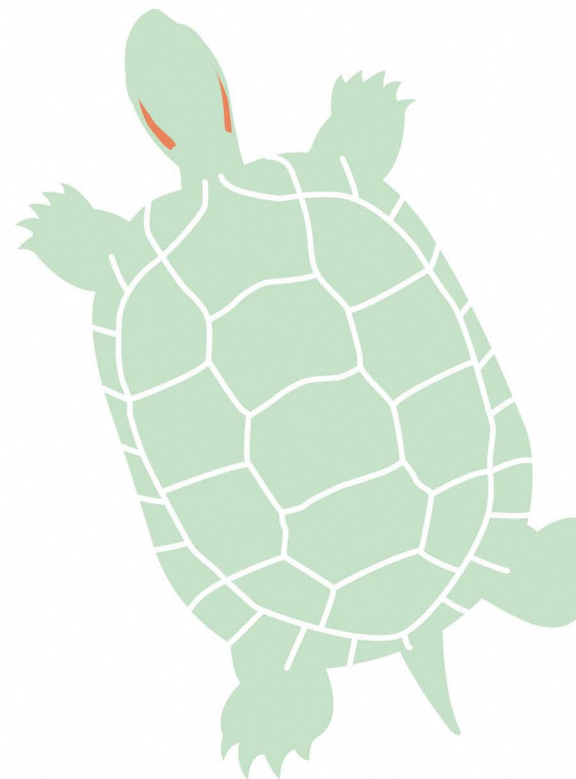
令和5年6月1日から規制スタート

アカミミガメを  
扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき  
条件付特定外来生物<sup>\*</sup>に指定

\*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)、  
キバラガメ、カンバーランドキミミガメの  
3亜種が対象です



飼育・販売・購入等に  
ご注意ください



## 販売・頒布・購入を行う方へ

- 生きた個体をペット等として販売・頒布・購入することはできません
- 販売・頒布・購入（販売・頒布に伴う飼育等を含む）については、以下の手続きを行った場合のみ可能です

### 許可が必要

- 生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学術研究用、展示用、教育用に販売・頒布すること
- 学術研究、展示、教育、生業の維持のために生きた個体を購入すること（ただし飲食店による購入は手続き不要）

※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続させることをいいます。  
指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。

※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合は防除の確認・認定が必要です。

### 届出が必要

- やむを得ず飼育の継続が困難となった個体を新しい飼い主へ頒布すること

参照 規制の詳細はこちら



## 飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアカミミガメの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

参考 飼養等基準についてはこちら



例

- 販売・流通業者
- 動物園、水族館、博物館等
- 学校等（保育園・幼稚園や大学等を含む）
- 都市公園等管理者
- 研究者
- 引き取り飼養を行う事業者
- 防除事業者

### 飼育等を業として行う場合とは？

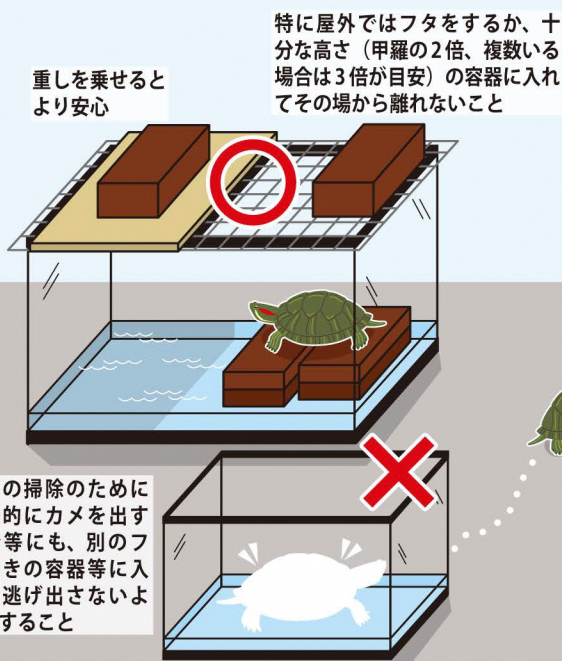
一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

以下のポイントを参考に、アカミミガメが自力で逃げないよう飼育等してください

### ● 容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

### ● 施設の内部にアカミミガメが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

#### 水槽等の容器に入れる場合



バケツ等に入れて運搬する場合も、フタをすること

#### 池などで飼う場合・擁壁や柵等で囲う場合

